

5. 事務手続き

給水装置を新設、増設、改造又は撤去しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない（条例第8条第1項）。

なお、「5-2」に該当する工事や直結増圧給水への切替え及びその他管理者が必要と認めた場合は、給水装置工事の申込みの前に、水道部に「事前協議書」、「直結増圧給水協議申込書」の提出及びその他必要な手続きを行う。

5-1 調査・相談

配水管の布設状況等により、給水方式が制限される地域があるので、給水方式の決定に当たっては水道部と十分協議を行うこと。なお、3～5階建て相当の直結直圧式給水については、現地の水圧調査を行わなければならない場合があり、調査には約2週間の期間が必要となるため、事前に相談をする。

5-2 事前協議

(1) 下記の項目のいずれかに該当する開発行為や建築、造成工事等に伴う給水装置の設置には、給水装置工事の申込みの前に、水道部との事前協議が必要となる。（開発行為等に関連する水道施設等整備要領）

(ア)開発区域において水道部に配水管として譲渡することを前提として埋設される給水管及びその付属設備を設置する場合

(イ)開発区域に引き込まれる給水管の口径（給水方式が受水槽式の場合にあつては受水槽の流入管及び流出管の口径を含む）が50mm以上の場合

(ウ)上記以外の場合で、管理者が特に必要と認めるもの。

(2) 事前協議に必要な書類

(ア)事前協議申請書

(イ)委任状

(ウ)系統図（直結系統の配管は赤色、受水槽等以降はその他の色で色分け）

(エ)各階の平面図（配管及び給水栓を明記）

(オ)受水槽等の配管図及び構造図

(カ)水理計算書（管口径の決定、増圧ポンプの仕様、受水槽の仕様等）

(キ)「中規模（大規模）開発事業事前協議承認申請通知書」の写し及び添付図書

※図面には水道以外の配管は記載しない。また、地下水等の利用がある場合は色を変えてその配管も記載する。

※事前協議申請書の申請者名は、「中規模（大規模）開発事業事前協議承認申請通知書」と同じ事業者名となる。変更があった場合も同様。

(3) 事前協議の回答

(ア)事前協議回答書

(イ)同意条件

※(ア)及び(イ)については、事前協議申請書の内容を確認後、水道部にて作成する。

事前協議申請書の提出から内容の確認を経て回答に至るまで、1か月程度の時間を要する。このため、時間に余裕をもって協議を行うこと。また、処理申込カード（グリーンカード）については、(1)に該当するものは事前協議の回答後に裏書きを行う。

5-3 直結増圧給水協議の申込み

「3-2-2」に記載された直結増圧式の要件を満たす既存の建物について、「直結増圧給水協議申込書」を提出し、当該建物の給水方式の切替えに伴う給水装置工事が、本指針及び関係法令等に適合しているかについて審査を受けなければならない。なお、直結増圧給水の協議内容に変更が生じた場合は、速やかに再協議を行うこと。なお、審査期間は当該申込書受付から2週間（10営業日）程度となる。

5-4 工事の申込み

工事の申し込みをしようとする者は、所定の事項を記載した給水装置工事申込書及び関係図書を原則として吹田市電子申込システム内「給水装置工事申込み」より電子データにて必要書類を提出すること。この場合において、受水槽を設ける工事及び受水槽以降の改造工事にあっても、受水槽以降の設備に係る設計図書を添付しなければならない。工事の申込み後の設計審査には2週間（10営業日）程度の期間を要する。なお、給水装置工事申込書に添付する書類は「表5-1」の通り。

5-4-1 給水装置工事申込みに伴う承諾書等の取扱いについて

給水装置工事に伴い、他人の土地を掘削、または他人の給水管から新たに分岐する場合には、令和5年4月1日付で施行された「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）の趣旨を踏まえて、承諾書等の取り扱いについて下記のとおりとする。

- (1) 土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を受けることができないときは、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる。（民法第213条の2第1項）
- (2) 前項の場合には、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。（民法第213条の2第2項）
- (3) 第1項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならない。（民法第213条の2第3項）

上記により、他人の土地を掘削、または他人の給水管から新たに分岐する場合は、原則として所有者の承諾書等の提出を要しないこととする。ただしこれは所有者に無断で給水装置工事が実施できることを意味するものではなく、水道部が必要であると判断した場合には、所有者の承諾書等を求めることもある。

改正された民法及び関係法令を遵守して給水装置工事を施行すること。

5-5 メーターの予約

共同住宅、事務所ビル等の給水装置工事申込を行う場合で、下記のいずれかに該当する場合は、メーター取り付け予定日の2ヶ月前までに「メーター予約申込書」を提出する。

- (1) 新たに設置するメーターの数が10個以上ある場合。
- (2) 新たに設置するメーターの口径が30mm以上の場合。

5-6 給水装置工事における配水管等の断水対応

給水装置工事において、配水管等の断水作業が必要な場合は、断水や濁水の影響範囲の把握・調査、緊急時の連絡体制等について水道部と協議を行い、十分な施工前準備を行ってから施工にあたること。

- (1) 断水工事は、水道部と協議のうえ、時間、区域とも最小限になるように設定し、当該地域住民に対して周知徹底を図り、円滑に工事を施工する。
 - (ア) 当該既設管及び地下埋設物等をあらかじめ試掘等で確認しておく。
 - (イ) 断水工事に伴い操作する仕切弁、消火栓、空気弁、排水設備等の設置位置を把握しておく。
 - (ウ) 弁栓類の設置位置を現地等で確認し、操作が可能な状況かを目視で確認する。
 - (エ) 受水槽、増圧給水設備が設置されている施設がある場合は、管理責任者と打合せを行い、作業時の濁水流入防止処理を行っておく。
 - (オ) 断水・濁水区域の調整については、事前に協力が得られるように説明し、特に飲食店、工場、理髪店、クリーニング店、病院等の断水や濁水で支障をきたすおそれのある使用者が、その区域に含まれる場合は十分に調整する。
- (2) 断水の通知
 - (ア) 断水の広報ビラは、その範囲や日時について水道部と確認後、断水日の2日前までに断水区域に配布する。
 - (イ) 断水区域外に水圧低下、濁水等が発生するおそれのある場合は、水道部の指示により広報ビラを配布する。
 - (ウ) 工事の中止は、当日の午前9時までに水道部に連絡し、再度広報ビラを断水区域に配布する。
- (3) 断水作業
 - (ア) 仕切弁の操作は原則として水道部が行なう。ただし、給水管の仕切弁等の操作についてはこの限りではない。各施設内の洗管対応については指定給水装置工事事業者が行う。
 - (イ) 仕切弁等の操作をする場合は、急激な開閉を避け、水撃等による管の破裂や仕切弁等に故障を生じさせないように慎重に行い、断水を確認してから切管作業を行う。

(4) 切管作業

(ア)試験掘削を行い、切管以前に必ず寸法を確認する

(イ)掘削箇所は、既設管内からの流水に耐え得るよう、土留めは完全に施工する。

(ウ)管内の排水量及び湧き水量を調査し、これを処理することができる排水ポンプを携行する。

(エ)閉止した仕切弁の先を掘削して切管作業を行う場合は、仕切弁が管端となり、水圧による不平均力がかかり、継手の抜け出しによる事故を引き起こす可能性がある。

このため、事前に水道部と施工方法について協議し、試掘による調査等を行ったうえで、必要な管の防護を行う。

(5) 通水作業

通水作業は、原則として水道部が行う。ただし、給水管についてはこの限りではない。

(6) 緊急時における対応

(ア)現場の状況を把握し、水道部と協議し対応に努める。

(イ)不測の断水が発生する場合、住宅等の使用者に連絡し状況説明を行う。

(ウ)必要であればポリタンク等による飲料水を確保する。

5-7 検査

指定給水装置工事事業者は、「条例第9条第2項」及び「同条例施行規程第13条」の規定に基づき、工事の検査を受けなければならない。また、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）は、「法第25条の4第3項」に基づき、しゅん工図等の書類検査及び現地検査により、給水装置が基準省令に適合していることを確認する。また、給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質の確認（残留塩素測定等）を行う。

5-7-1 中間（分岐等）検査

(1) （分岐等）検査申込

水道管から新たに分岐を設ける場合や既存の分岐を撤去する場合は、施工方法や検査日について事前に水道部と協議し、必要な事項を記入したうえで、原則として吹田市電子申込システム内「給水装置工事【検査】申込み」より電子データにて必要書類を提出する。検査の申し込みは検査日の1週間以上前に行う。なお、検査日については希望に添えないことがあるため、時間の余裕と検査日の候補に幅を持たせて申し込む。

(ア)断水を伴う施工は、原則として休日及び休日の前日を除く、平日の午後から検査をする。

(イ)不断水割T字管は、原則として休日を除く、平日の午後から検査をする。

(ウ)検査日は、状況によって希望に添えない場合がある。

(2) (分岐等) 検査内容

(施工前)

- (ア)適切に作業を行うことが出来る技能を有する者が作業に従事又は監督している。
- (イ)主任技術者が立ち会いをしている。
- (ウ)取付け位置が設計図と整合している。
- (エ)穿孔作業場所の安全が確保されている。
- (オ)分岐材料、穿孔機等が適切である。

(施工時)

- (ア)サドル付き分水栓取付け部の管外面を十分に清掃している。
- (イ)他の給水管の分岐位置から 30cm 以上離れている。
- (ウ)ボルトが片締めとならないよう平均して締め付けている。
- (エ)締め付けトルクは適切である。
- (オ)試験水圧の結果が良好である。
- (カ)切粉を排出し、切り屑が残らないよう施工している。
- (キ)密着コアが適切に挿入されている。

(施工後)

- (ア)水圧試験で漏水及び出水不良がない。
- (イ)水質確認で臭気、味、色度及び濁度に異常がない。
- (ウ)遊離残留塩素の濃度が 0.1mg/L である。

(3) 検査判定

検査は、水道部が「中間(分岐等)検査点検表」に基づいて判定する。判定結果は主任技術者に渡され、指導により改善が必要な場合はこれを改善し、水道部による確認を受ける。後続の工事は、検査結果の判定が合格となってから進める。

5-7-2 しゅん工検査

(1) しゅん工検査の流れ

- (ア)工事完成
- (イ)自社検査の実施
- (ウ)検査書類の作成
- (エ)しゅん工検査の申し込み
- (オ)現地立会検査
- (カ)検査後の処理

(2) 自社検査の実施

指定給水装置工事事業者は、工事の完了後速やかに「給水装置工事点検表」に基づいて自社検査を実施し、適切に施行されているか、設計書（しゅん工図等）と整合しているかを確認する。

(ア)水圧検査

(イ)使用材料及び器具の検査

(ウ)機能検査

(エ)メーター装置

(オ)配管

(カ)水質の確認

(キ)受水槽

(ク)増圧装置

(ケ)工事許可条件

(3) 検査書類の作成

自社検査を実施し、適切に施行されていることを確認した後に、以下の検査書類を作成する。

(ア)しゅん工図

(イ)給水装置工事点検表

(ウ)その他指示された資料

(4) 検査の申込

(ア)事前に水道部に検査可能日の確認を行い、原則として速やかに吹田市電子申込システム内「給水装置工事【検査】申込み」より電子データにて必要書類を提出する。

(イ)検査の申し込みは検査日の1週間以上前に行うこと。なお、検査日については希望に添えないことがあるため、時間の余裕と検査日の候補に幅を持たせて申し込む。

(5) 現地立会検査

現地で水道部が行う検査内容は以下のとおり。

(ア)給水装置工事申込書に記載された主任技術者が立ち会っている。

(イ)不可視部分以外の現地確認が可能な検査項目について、「給水装置工事点検表」に基づいて検査を実施する。

(ウ)新たに設置された給水装置から採水した水の臭気、味、色度及び濁度に異常がない。

(エ)遊離残留塩素の濃度が0.1mg/L以上である。

(オ)検査の結果、軽微な手直しがある場合は「給水装置工事手直し指示書」にその内容を記録し、水道部と検査立会人双方が署名する。指定工事事業者は原則1週間以内に手直しのうえ、再検査を受ける。

(6) 検査結果の通知等

(ア)検査完了後にしゅん工検査の結果を通知する。

(イ)水道使用に係る手続きについては、しゅん工検査の合格をもって使用開始が可能となる。

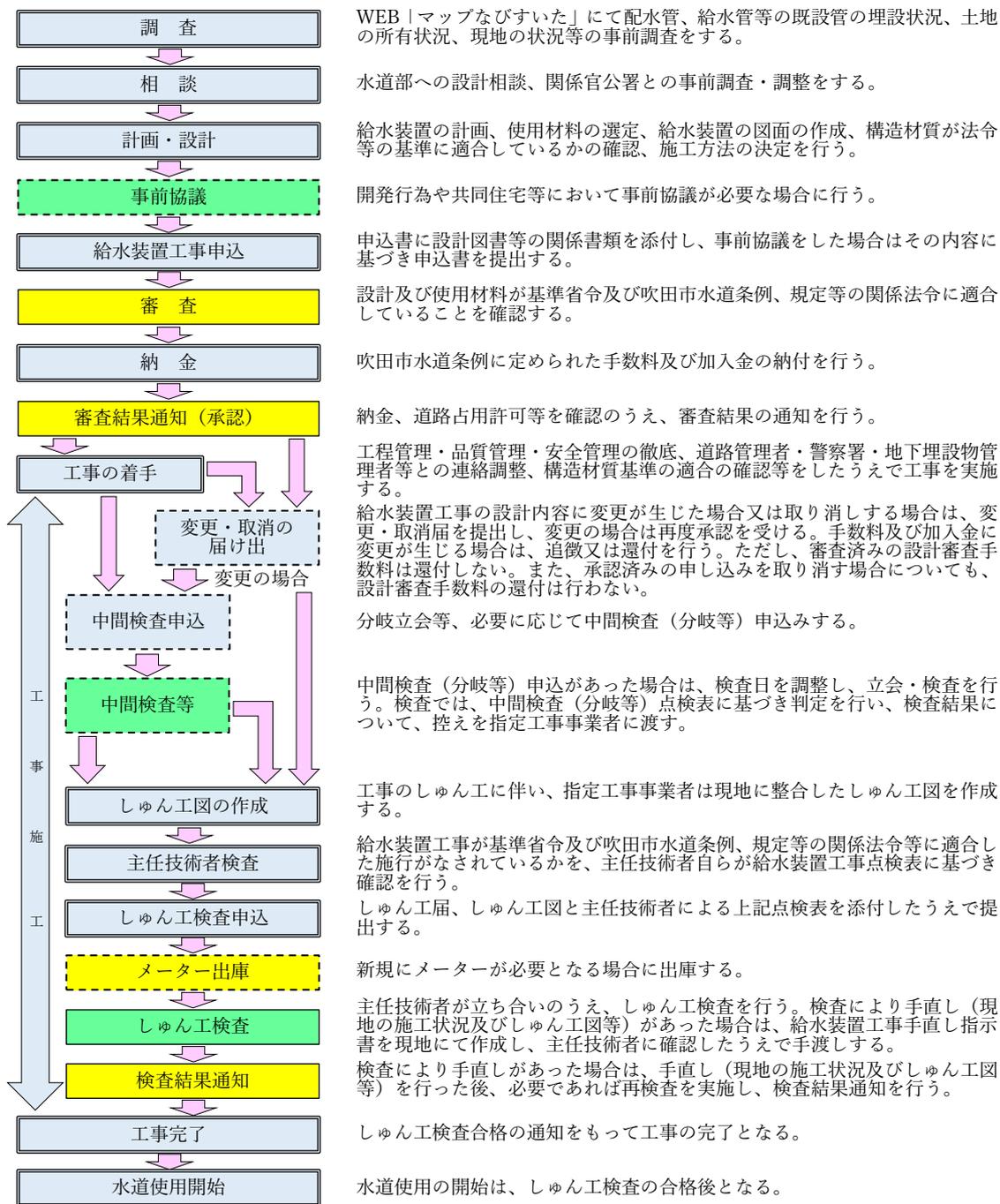
5-8 メーターの出庫

- (1) メーターの出庫は、「給水装置工事しゅん工検査申込書」及びしゅん工書類の提出をもって可能となる。出庫に際しては「水道メーター出庫申請書」を提出する。
- (2) 既設のメーターが市型ねじ(Sねじ)の場合は、給水装置工事の申込後に「Nねじ式水道メーター出庫申込書」を水道部に提出し、既設のSねじ式水道メーターとの交換をもって出庫することが出来る。(同口径に限る。)
- (3) メーターの出庫には時間を要するため、「5-5」で予約されたメーターや、それ以外のメーターについても、出庫日の1週間以上前に水道部と協議し出庫日を決定する。
- (4) 既設メーターを撤去した場合は、速やかに水道部にメーターを返却する。

表5-1 必要書類

工事申込	検査申込
<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水装置工事申込書 (1 通) ・ 付近見取図 (工事場所が明確にわかるものを使用し当該敷地を赤色で囲む) ・ 配管図 1/250~500 (新しいものを使用し当該敷地を赤色で囲む) ・ 設計図面 (平面図、立面図、構造図等) ・ 系統図 (戸建を除く 3 階建て以上の建物の場合) ・ 水理計算書 ・ 水栓番号表 (直結方式の共同住宅やメーターが 3 個以上設置されるテナントビル等の場合) ・ 事前協議回答書の写し等 (事前協議を行っている場合) 	<p>【中間 (分岐等) 検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水装置工事中間 (分岐等) 検査申込書 ※上記は電子申込の場合は不要 ・ 中間 (分岐等) 検査点検表 (2 通) <p>【しゅん工検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水装置工事しゅん工検査申込書 ※上記は電子申込の場合は不要 ・ しゅん工届 ・ しゅん工図 (分岐部等のオフセット等を記入のこと) ・ 給水装置工事点検表 (2 通) ・ その他指示された資料

給水装置工事の手続きフロー



凡例

- 申込者(設置者)及び指定給水装置工事事業者の業務
- 水道事業者の事務
- 双方で実施する業務
- 必要がある場合に行う業務

電子書類データの流れについて簡略的に示す。

